

所得税の確定申告

■ 申告書の作成 ■

新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のため、多くの人が訪れる確定申告会場には出向かず、所得税および復興特別所得税の申告書の作成につきましては、国税庁ホームページ「確定申告書等作成コーナー」の利用をお願いします。

「確定申告書等作成コーナー」では、パソコンのほかスマートフォンを用いて申告書が作成できます。

スマートフォンのカメラ機能で給与所得の源泉徴収票を撮影することで、金額や支払者情報などを自動で入力できるほか、令和5年1月からは、青色申告決算書や収支内訳書がスマートフォンで作成可能になります。

また、マイナンバーカードを利用してマイナポータルと連携することで、医療費やふるさと納税などのデータが確定申告書に自動で入力されます。マイナポータルを通じて取得可能となるデータについては、今後も順次拡大が予定されていますので、是非ご利用ください。

作成した申告書は下表の2通りの方法により、e-Taxで送信することができます。

マイナンバーカード方式	ID・パスワード方式
(必要なもの) ・マイナンバーカード（署名用電子証明書等の暗証番号） ・マイナンバーカード読取対応のスマートフォン または ICカードリーダー	(必要なもの) ・税務署で発行した IDおよびパスワード ※ ID・パスワード方式は暫定的な対応となりますので、お早めにマイナンバーカードを取得していただくようお願いします。

確定申告書等作成コーナーは
こちらから↓



作成コーナー

申告書の作成方法は
YouTube動画でも紹介しています↓



確定申告 動画

相談は、
チャットボットから
できます。
ご質問を入力いただければ、
AIを活用した
「税務職員ふたば」が
お答えします。



税務職員ふたば



■ 住宅借入金等特別控除（住宅ローン控除）の申告相談会 ■

住宅ローンなどを利用してマイホームの新築、購入、増改築などをしたときは、一定の要件※に当てはまれば、確定申告をすることにより、所得税の税額控除が受けられます。

令和4年分の確定申告で新たに住宅ローン控除の適用を受けられる人を対象に、以下の日程において住宅ローン控除相談会を開催します。

確定申告期間中は申告会場が大変混雑しますので、住宅ローン控除の申告相談をご希望の人は、当期間でのご来場をご検討ください。なお、新型コロナウイルス感染症対策の一環として、相談会への参加には事前予約が必要です。

※住宅ローン控除の要件・必要書類については、次の掲載先から「住宅借入金等特別控除チェック表」をご確認ください。



【掲載先】 国税庁HP > 国税庁等について > 組織（国税局・税務署・税務大学校等） > 名古屋国税局 > 新着情報 > 税に関する情報 > 所得税の確定申告書等を作成される方へ > 令和4年分住宅借入金等特別控除を受けられる方へ

と き 1月25日（水）～1月27日（金）

①午前の部 午前9時30分～正午 ②午後の部 午後1時30分～4時

ところ 日進市民会館（日進市折戸町笠寺山62-3）

申込み 電話による事前予約。1月11日（水）から受付開始。定員に達し次第予約受付を終了します。

予約・問い合わせ 昭税務署 個人課税第一部門 ☎052・881・8174（ダイヤルイン）

（国税庁ホームページアドレス） <https://www.nta.go.jp/>



確定申告と住民税申告はマイナンバーが必要です

確定申告および住民税申告手続きには、マイナンバーの記載と本人確認書類の提示または写しの添付が必要です。

- ・マイナンバーカード（個人番号カード）をお持ちの人…マイナンバーカードのみ
- ・マイナンバーカードをお持ちでない人…番号確認書類（A）と身元確認書類（B）

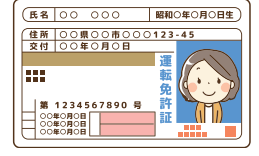
A 番号確認書類

- ・通知カード※1
- ・住民票の写し（マイナンバーの記載のあるもの）などのうちいずれか1つ



B 身元確認書類

- ・運転免許証
- ・公的医療保険の被保険者証※2
- ・パスポートなどのうちいずれか1つ



- ※1 通知カードに記載された氏名、住所などが住民票に記載されている内容と一致している場合に限り、番号確認書類として利用できます。
- ※2 被保険者証の写しを添付する場合、写しの中の保険者番号および被保険者等記号・番号部分にマスキング処理（番号などが復元できない程度に黒マジックなどで塗り潰すこと）をお願いします。

役場での所得税の確定申告について ※詳細は次回2月号に掲載予定です

役場での確定申告会場開設期間は、2月16日（木）から2月28日（火）までです。

新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のため、A会場（給与、年金等）、B会場（事業所得等、住宅ローン控除1年目）ともに事前予約制とし、入場制限をさせていただきます。往復はがきの申し込みで、申込期限は令和5年1月25日（水）の消印有効です。B会場は、申し込み多数の場合、事業所得等の申告を優先させていただくことがあります。詳細につきましては、回覧および町ホームページをご確認ください。

分からないことは

e-Taxの使い方（操作方法など）▶ e-Tax・作成コーナーヘルプデスク ☎0570・01・5901

所得税・贈与税の申告関係▶ 昭和税務署 ☎052・881・8171

※音声案内に従い、用件に応じた番号を押してください。

県税関係（事業税など）▶ 愛知県名古屋南部県税事務所 ☎052・682・8923

住民税の申告関係▶ 役場税務課 ☎0561・56・0724（ダイヤルイン）

申告書、手引きなどは、2月1日以降に庁舎内に設置します。国税庁によるデジタル化の推進に伴い印刷部数が削減されており、お渡しできる申告書などの数量が大幅に減少する場合がございます。

障害者控除対象者認定書の送付

65歳以上で要介護認定を受けている人は、所得税の申告などで障害者控除の対象となる場合があります。

対象者には、1月下旬に認定書を送付しますので、確定申告などの際にこの認定書（コピーも可）を添付してください。

対象

令和4年12月31日現在（年の途中で死亡した場合は死亡日）、次の全てに該当する人

- ①要介護1～5（要支援2でも対象になる場合があります）
- ②満65歳以上

その他

認定書記載の障害区分（普通障害、特別障害）に変更がなければ、以前の認定書でも申告できます。

ただし、今回送付する認定書は令和4年分の申告用です。過去の分を申告する場合は、以前の認定書を使用するか、高齢者支援課で認定書の再交付を受けてください。

問い合わせ

高齢者支援課介護保険係 ☎0561・56・0735

保険税、保険料の納付済額を送付

令和4年中に納付いただいた国民健康保険税・後期高齢者医療保険料・介護保険料の納付済額をお知らせするはがきを1月下旬に送付します。確定申告や住民税の申告にご利用ください。

問い合わせ

- 保険医療課
 - 保険徴収係 ☎0561・56・0738
 - 医療係 ☎0561・56・0739
- 高齢者支援課
 - 介護保険係 ☎0561・56・0735

